



伊那市景観計画

概要版

 平成26年2月



二つのアルプスと清流に抱かれたふるさとの景観を 守り育てて未来へつなぐ

◆ 計画策定の目的とめざす姿

◎ 目的

先人から受け継いだ伊那市らしい景観は、かけがえのない市民共通の財産であることを認識し、良好な景観を守り育てるために目標や目指す方向を明らかにします。

そして、伊那谷という広域的な視点で、市民、事業者、行政の協働で取り組むことにより、次の姿をめざします。

◎ めざす姿

豊かな環境の実現

良好な景観は、そこに住む私たちにゆとりや潤いのある生活空間をもたらします。

地域の活性化

魅力的な景観は、多くの来訪者を誘い、地域の観光や経済に活力を与えるとともに、私たちの景観意識を高めます。

地域の個性創出

地域の景観に私たちは改めて「ふるさとの素晴らしさ」を感じます。良好な景観の形成は、地域らしさを守り育てるとともに、新たな魅力を創出する契機となります。



高遠城址公園から望む中央アルプス

◆ 計画の内容

序. 伊那市らしい景観の形成に向けて

1. 伊那市の景観特性
2. 景観計画の区域
3. 良好な景観の形成に関する方針
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
6. 良好な景観の形成のために必要な事項
7. 良好な景観の形成に向けて

別表・資料編

1. 伊那市らしい景観とは

東西の雄大なアルプスに抱かれ、天竜川、三峰川をはじめとする多くの清流の恵みを受けて広がる田園と集落。まち並みや城下町、宿場町、古の街道。

雪解けのせせらぎに野山の芽吹き、春爛漫の桜、早苗田を吹き抜ける風、黄金色の稲穂、晩秋を錦に染める山や里、夕日に輝く雪山……美しき四季の移ろい。

これらの風景は全て自然と共にある伊那市らしい景観です。

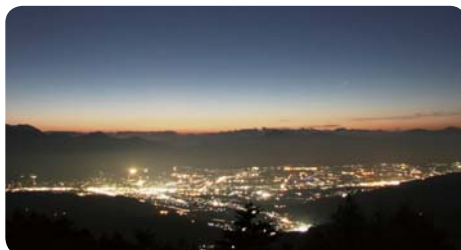
河川の浸食と堆積により形成された盆地状の地形は、広がりのある眺望景観をつくりだしています。



優れた眺望景観



三峰川と中央アルプス



鹿嶺(かれい)高原から望む伊那谷の夜景



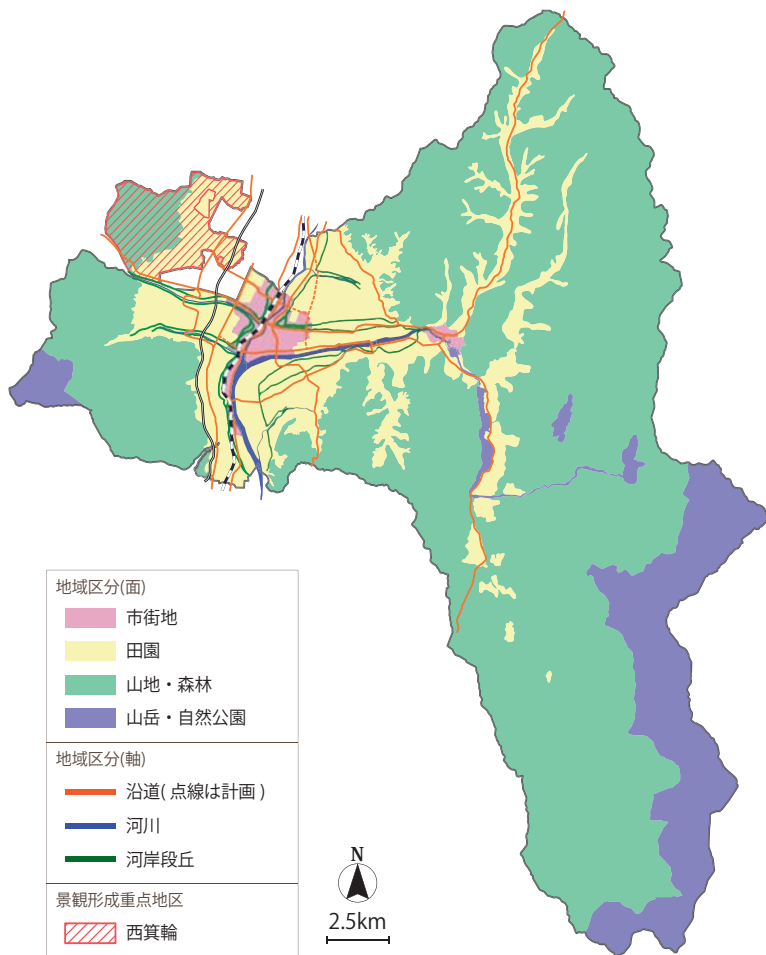
西箕輪から望む冬の南アルプス

2. 景観計画の区域と地域区分

景観法第8条第2項第1号

伊那市全域を景観計画区域とします。

土地利用と景観特性に応じて、四つの面（市街地、田園、山地・森林、山岳・自然公園）と三つの軸（沿道、河川、河岸段丘）に区分します。また、本市の特色が象徴的に現れ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」とします。



地域区分（四つの面）

地域名	地域の説明
市街地	・伊那（竜西、竜東）の都市計画用途地域及び天竜川右岸低位段丘面のうち小黒川から藤沢川までの地域 ・高遠町の三峰川右岸の都市計画用途地域
田園	・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域の区域（ただし、入笠地区を除く）のうち、山岳・自然公園及び市街地の地域を除く地域
山地・森林	・景観計画区域から山岳・自然公園、田園及び市街地の地域を除く地域
山岳・自然公園	・南アルプス国立公園又は県立自然公園として指定されている地域で、自然が保全されている地域

地域区分（三つの軸）

地域名	地域の説明（丸括弧内は通称）
沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路 ・道路境界から両側 30m ○対象となる道路 <ul style="list-style-type: none"> ・国道 153 号 ・国道 152 号 ・伊那辰野停車場線 ・美篤箕輪線 ・西部 1 号線（広域農道） ・環状南線（ナイスロード） ・国道 153 号 ・国道 361 号 ・伊那生田飯田線 ・沢渡高速線 ・伊那箕輪線（春日街道） ・環状北線（アクセス道路） ・原田井 1 号幹線
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・低位段丘面を形成する国指定の一級河川の河川区域の境界から両側 18 m ○対象となる河川 <ul style="list-style-type: none"> ・天竜川 ・小沢川 ・三峰川 ・棚沢川 ・小黒川 ・大沢川〔東春近〕
河岸段丘	・河川軸に沿って形成されている段丘崖

景観形成重点地区

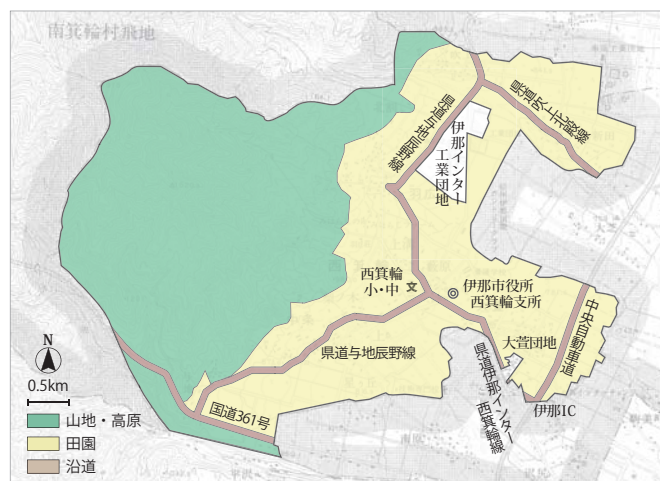
重点地区	地域の説明
西箕輪	<ul style="list-style-type: none"> ・大萱（おおがや）団地及び伊那インター工業団地を除く西箕輪地区 ・上記の地域区分（面）、（軸）を基本とし、さらに西箕輪地区の景観特性に応じて区分（詳細は下記を参照）

● 西箕輪景観形成重点地区の地域区分

西箕輪地区※では、よりきめ細やかな景観形成を行うため、景観特性に応じた地域区分とします。この地域区分は上記の伊那市全域の地域区分に併せて用いることとします。

地域区分	説明
山地・高原地域	田園及び沿道の地域を除く地域
田園地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域の区域（ただし、沿道地域を除く）
沿道地域	高速自動車国道中央自動車道西宮線、国道 361 号、県道与地辰野線、県道吹上北殿線及び県道伊那インター西箕輪線並びにこれらの両側各 30 メートル以内の地域

※大萱（おおがや）団地及び伊那インター工業団地をのぞく。



地域区分(四つの面)

市街地



景観形成目標

伊那市街地

- ・人々を惹きつける活気と魅力があふれるまち並みを形成するとともに、旧街道沿いを中心とした歴史と文化を伝えるまち並みを保全し、来訪者がおもてなしを感じる景観づくりを進めます。

高遠町市街地

- ・城下町にふさわしいまち並みを形成するとともに、桜も含めた歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進め、活気とおもてなしを感じる景観を育成します。

実現に向けて

伊那市街地

- ・植栽や鉢植えなどによる緑化を行い、潤いのあるまち並みの形成に努めます。
- ・空き地や空き店舗の有効活用を行い、市街地の活性化に努めます。
- ・街道沿いやまちなかにある、地域を特徴づける歴史的な資源の保全を図ります。

高遠町市街地

- ・ご城下通りを中心に、建物の外観を城下町風の様式となるよう努め、趣のあるまち並み整備を図ります。
- ・桜憲章の精神を生かすとともに、植栽や鉢植えなどによる緑化を行い、潤いと癒しの空間形成を図ります。
- ・点在する寺社に代表される歴史的建築物・伝統的祭りなどの文化的資源を保全・継承し、有意義な活用を図ります。

※伊那市街地、高遠町市街地の景観の特性に応じ個別に方針を設けています。

田園

景観形成目標

農地

- ・まとまりのある広々とした農地や、集落と調和した農地の景観を保全します。

集落

- ・農地や段丘林、山林とともに穏やかな佇まいたたずを見せる集落の景観や、潤いのある住環境を保全・育成します。

山里

- ・山懐に抱かれた集落の家並みと農地がつくる美しい山里の景観を保全・育成します。

実現に向けて

農地

- ・農業振興を進めるなかで、耕作放棄等による農地の荒廃化の防止、解消に努めます。
- ・農地内及び周辺の樹木の管理に気を配り、建造物の建設等は農地の景観と調和するよう努めます。
- ・既存の農地景観を損なう農地の転用は避けるよう努めます。

集落

- ・地域の歴史・文化を大切にしたい家並みの形成を図ります。
- ・建造物は、周囲の農地、山林等と調和した形態・意匠となるよう努めます。
- ・気候風土に適した生け垣等で緑化を図り、通行にも安心な落ち着いた集落の景観となるよう努めます。

山里

- ・里山の活用を図り、手入れに努めます。
- ・建造物の建設等は、既存の家並みと調和するよう配慮し、落ち着いた景観となるよう努めます。



※地域内の景観の特性に応じて個別に方針を設けています。

山地・森林



景観形成目標

- ・市街地、田園の周囲に広がる山なみ景観や、木々と清流がつくる潤いのある景観を保全・育成します。

実現に向けて

- ・森林の安らぎの効果等の多面的な機能を失うことのないよう、秩序ある森林の開発に努めます。
- ・森林の整備に努め、森林資源の活用を促進します。
- ・建造物の建設等は、周囲の自然景観との調和を図ります。

山岳・自然公園

景観形成目標

- ・パノラマ景観の背景となる国立・県立自然公園の優れた山岳・水系景観を継続的に保全します。

実現に向けて

- ・自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づき、良好な自然景観の保全を図ります。
- ・世界自然遺産登録への運動、ジオパーク、ユネスコエコパークの取り組みと連携した自然景観の保全に努めます。
- ・観光施設等の建設では周囲の自然景観との調和を図ります。



地域区分(三つの軸)

沿道



景観形成目標

- ・家並みや周囲の田園等と調和し、沿道からの眺望景観に配慮した一体的な沿道景観を形成します。

実現に向けて

- ・眺望が優れている区間では、無電柱化等により沿道からのパノラマ景観の向上を図ります。
- ・道路沿いの緑化や美しい街路樹の育成に努め、潤いのある空間の形成を図ります。
- ・道路沿いの建造物、屋外広告物は周辺の景観との調和を図ります。
- ・幹線道路沿いにおいては優良な商業・業務地の景観の形成に努めます。
- ・日本風景街道の登録ルートである信州伊那アルプス街道の取り組みと連携した景観の形成を図ります。

河川

景観形成目標

- ・豊かな自然や田園景観、市街地の家並みと調和した美しい河川景観を形成し、市街地では親しみのある魅力的な水辺景観を形成します。

実現に向けて

- ・河川沿いの建造物は規模や外観に配慮し、植栽などによる緑化にも努め、川面に映える美しいまち並み景観の形成を図ります。
- ・堤防や橋梁は河川とともに大切な景観要素であり、デザイン等の配慮に努めます。
- ・河川の整備などは機能に配慮し、美しい河川景観を目指します。



河岸段丘



景観形成目標

- ・伊那市の景観を特徴づける河岸段丘林の価値を見直し、防災にも配慮した美しい段丘林を保全します。

実現に向けて

- ・段丘林の継続的な維持管理に努めます。
- ・民有地などは段丘林の保全に理解と協力が得られるよう周知に努めます。
- ・段丘崖の整備等に際して景観への配慮に努めます。

景観形成重点地区

西箕輪

景観形成目標

- ・木々の緑と豊かな農地に恵まれた田園景観を保全し、素晴らしい眺望景観を継承するとともに、安全で住みよい生活環境の維持・創出を図ります。

実現に向けて

- ・沿道地域は、南アルプスへの眺望の維持と、周囲の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺の緑化を進めます。
- ・田園地域は、経ヶ岳山麓の扇状地に連続的に広がる田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意します。優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めます。
- ・山地高原地域は、基調となる地形、河川、自然性の高い樹木などの保全・活用を図り、良好な森林景観を阻害しないように努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意します。
- ・長野県景観条例に基づく景観育成特定地区として行われてきた取り組みをいっそう進め、美しい地域景観の保全・育成に努めます。



4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観法第8条第2項第2号

伊那市らしいふるさとの景観を守り育てていくためには、市民や事業者など、みんなで守る一定のルールが必要です。生活や経済活動での建設等の行為がルールに沿っていることを確認し、景観に調和したまちづくりを進めていくため、届出が必要な行為（届出対象行為）や守るべき基準（景観形成基準）を定めます。

届出対象行為

景観計画区域内（伊那市全域）において、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です。届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を行い、通知日以降であれば着工が可能です。

届出対象となる行為と地域別の規模

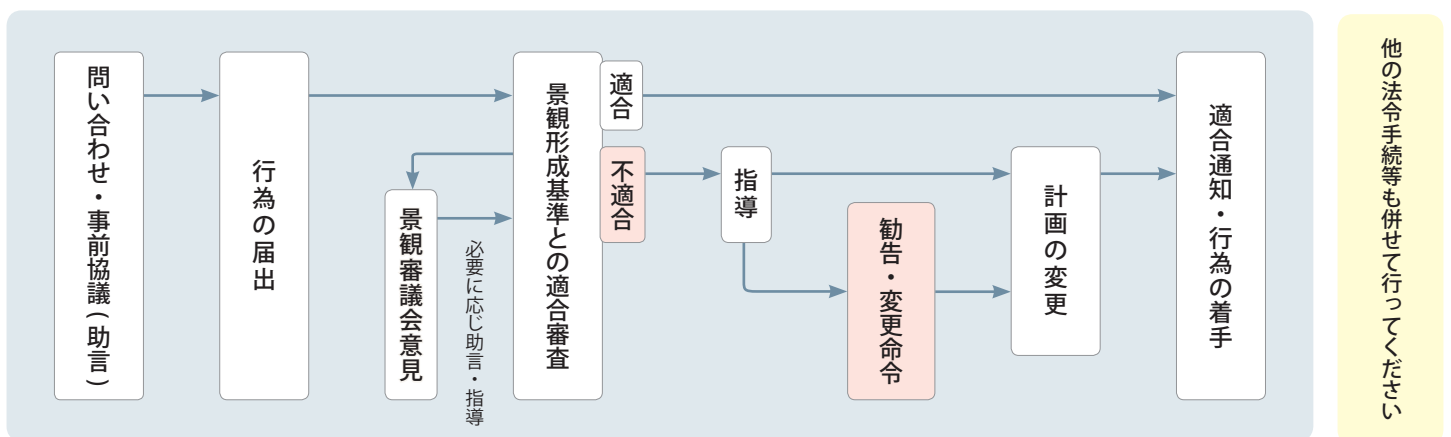
行為		一般地域 ※ 1	西箕輪景観形成重点地区
建築物の建築等	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が30㎡を超えるもの	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が20㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・変更に係る面積が100㎡を超えるもの	・変更に係る面積が25㎡を超えるもの
工作物の建設等	(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類 ※ 2	・高さ10mを超えるもの又は築造面積30㎡を超えるもの	・高さ5mを超えるもの又は築造面積20㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等 ※ 3	・高さ15mを超えるもの	・高さ8mを超えるもの
	(5) その他の工作物	・高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	・高さ5mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの
(6) 土地の形質の変更 ※ 4 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)		・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	・面積300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採		・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	・面積300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積 ※ 5		・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの	・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積100㎡を超えるもの
(9) (1) から (5) までの建築物又は工作物に表示・設置される特定外観意匠 ※ 6		・面積10㎡を超えるもの	・面積3㎡を超えるもの

行為	河岸段丘
木竹の伐採 ※ 7	・伐採する斜面の面積が500㎡を超えるもの

- ※ 1 山岳・自然公園地域については自然公園法及び長野県立自然公園条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び伊那市景観条例の届出の対象外とする。
- ※ 2 プラント類：コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの。
自動車車庫：建築物とならない機械式駐車装置等の自動車車庫の用途に供する施設。
貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。
処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

- ※ 3 電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。
- ※ 4 土地の形質の変更：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。
- ※ 5 物件の堆積：屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。
- ※ 6 特定外観意匠：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）屋外広告物の表示に関する方針は第6章を参照してください。
- ※ 7 枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

届出対象行為に関する手続の流れ



- ※ 8 届出対象行為について事前協議を行っています。お困りの点がございましたら景観担当窓口までご連絡ください。大規模行為については伊那市景観条例に基づき事前協議が必要となります。
- ※ 9 市が届出書を受理した日から30日間（特定届出対象行為に関しては、審査の期間が最大で90日間まで延長される場合があります）経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することはできません。ただし、届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を行い、適合通知日以降であれば着工が可能です。
- ※ 10 適正な届出を行わなかった場合や変更命令に従わない場合などは、景観法に基づく罰則があります。
 - ・届出違反に対する罰則：30万円以下の罰金
 - ・変更命令に従わなかった場合の罰則：50万円以下の罰金、原状回復命令
 - ・原状回復命令に従わなかった場合の罰則：一年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、届出対象行為に対し指導、勧告、変更命令を行うための景観形成基準及び行為の制限を、以下のように定めます。なお建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係る行為は、景観形成基準を満たさない場合は法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

地域区分(軸)に含まれる地域では、地域区分(面)の景観形成基準と地域区分(軸)の景観形成基準をあわせたものが適用されます。表中は例のように、文頭を【軸名】として青色の文字で表記します。

例：【沿道】沿道景観形成基準、【河川】河川景観形成基準、【段丘】河岸段丘景観形成基準

また景観形成重点地区では、地域区分(面)と地域区分(軸)の景観形成基準、そして景観形成重点地区の景観形成基準をあわせたものが適用されます。

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築増築改築移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地进行を確保するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側の既存林を保存するなど自然景観に配慮すること。 大規模行為※1にあっては、特に支障のある場合を除いて、10m以上道路から後退するよう努めること。
		<ul style="list-style-type: none"> 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。 段丘崖の上端付近では、段丘崖側から遠い位置に配置するよう努め、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。 <p>【沿道】大規模行為にあっては、特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努めること。</p>		
規模	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとする。 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模・高さとし、建築物等と敷地との釣合いにも配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さの建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。
	<ul style="list-style-type: none"> 高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。
高さの※2 数値基準	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として31m以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として18m以下とすること。 工業団地の建築物の高さは、原則として31m以下とすること。 	
	<p>【沿道】高層の場合には、空地进行を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。</p> <p>【河川】河川空間の見通しの良さを妨げないように、規模・高さに配慮すること。</p>		
形態・意匠 ※3	<ul style="list-style-type: none"> 中心街では、正面のデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン※4、周辺の建築物等との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山なみとの調和を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 		
	<p>【沿道】道路沿いや河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。</p> <p>【段丘】段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、外観に十分配慮すること。</p>		
材料 ※3	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材は極力使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。
	<ul style="list-style-type: none"> 地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。 	

● 山岳・自然公園の地域は自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。

※1 大規模行為は伊那市景観条例に定める以下の行為です。

- 延べ床面積3,000㎡を超える建築物の建築等
- 高さ30mを超える工作物の建設等

※2 学校、病院等の公益上必要な公共施設は、高さの数値基準を適用しません。

※3 景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係る、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

※4 スカイラインとは山や建築物などが空を区切って作る輪郭です。

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩等 ※1	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
		・ 複数の色の使用等に際しては、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	・ 使用する色数を少なくするよう努めること。	
		・ 照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。	・ 照明を行う場合は、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるもの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。	
		・ 屋根及び外壁は、マンセル値（JIS Z 8721）による以下の色彩を基調とすること。 ○ 赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）の色相においては彩度7以下 ○ その他の色相においては彩度4以下 ○ 明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○ 外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色※2として着色される部分で、景観上支障がないもの ○ 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○ 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○ その他法令等で着色が義務づけられている色彩		詳しくは9ページ参照
		【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。		
	敷地の緑化	・ 樹木や草花を活用し、通りに面した住宅や商店、オープンスペース等の緑化を行い、潤いの創出に努めること。	・ 既存の樹木をできるだけ残すよう努め、住宅地は植栽などにより、良好な集落景観の形成に努めること。	・ 既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の山林と調和するよう配慮を行うこと。
		・ 農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門や塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周囲の建築物等と比べて相当大規模な建築物等は、建物まわりに高木の配置等の緑化を行い、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場や自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。		・ 生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。
		・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	・ 使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周囲の樹林等、周囲の景観と調和するものとする。	
		・ 段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。 【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。 【段丘】段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。		
	自動販売機	・ 自動販売機の設置にあたっては周囲の景観に配慮し、外観は落ち着いた色彩とし、複数台の設置時は囲いで覆うなどの工夫を行うこと。		
特定外観意匠※3に関する付加基準	配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山なみなどの眺望を阻害しないように努めること。		
	規模、形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。		
	材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	・ 反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。	
	色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
土地の形質の変更	・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。			
土石の採取及び鉱物の掘採	・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
屋外における物件の堆積	・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周囲の景観に調和するよう努めること。			
木竹の伐採	【段丘】河岸段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮を行うこと。			

● 山岳・自然公園の地域は自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。

※1 景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

※2 まち並みに彩りを与えるため建物の低層部や窓枠など小面積部分に行う彩色のこと。強調色とも言う。

※3 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

行為制限事項	田園	沿道	山地・高原地域	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 電柱、鉄塔類は、できるだけ目立たないよう設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5m以上後退するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあっては、道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するよう配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 建築物の高さは、原則として13m以下とすること。また、個々の建築物等の規模は極力おさな、周囲の田園景観との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として13m以下とすること。また、空地を十分にとり、圧迫感等を生じさせないように努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として13m以下とすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 背景のスカイライン、田園の広がり、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周囲の建築物との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して、質の高いものとなるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の山なみと調和する形態とすること。 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は、周囲のスカイラインとの調和に努めること。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 周囲の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。 河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 非常階段、パイプ等付帯設備や、付帯の広告物等は、複雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 自然の色彩を基調とし、周囲の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 使用する色数を少なくするよう努めること。 原則として建築物等にはネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものは設置しないこと。また、建築物等をライトアップしないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然の色彩を基調とし、周囲の景観又は周囲の建築物等と調和した色調とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然の色彩を基調とし、周囲の自然景観と調和した色調とすること。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観と調和するよう配慮すること。 周囲の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 使用する樹種は、周囲の樹林等、周囲の景観と調和するものとする。 河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する樹種は、周囲の樹林等、周囲の景観と調和するものとする。
	特定外観意匠に関する付加基準	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる広告物以外は設置しないこと。 ①公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの ②法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの ③国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの ④自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の居住、事務所、営業所等に表示するもので表示面積の合計10㎡以下のもの ⑤祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの ⑥一時的又は仮設的なもので表示期間が30日を越えないもの ⑦①から⑥までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全、公衆衛生、水火災害警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの 会合その他催物に関するもの はり紙、はり札、立看板及び広告幕類 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件 ⑧事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの 表示面の地盤面からの高さが3.5mまでのもの 表示面積の合計が4㎡未満のもの 基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの 支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、焦げ茶色のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全、公衆衛生、水火災害警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの 会合その他催物に関するもの はり紙、はり札、立看板及び広告幕類 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件 ⑧事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの 表示面の地盤面からの高さが3.5mまでのもの 表示面積の合計が4㎡未満のもの 基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの 支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、焦げ茶色のもの
	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 前項④及び⑧にあっては、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から1m以上かつ交差点から10m以上離すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 前項④及び⑧にあっては、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から1m以上かつ交差点から10m以上離すこと。
	土石の採取及び鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周囲の緑化等に努めること。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 		
	屋外における物件の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周囲の景観に調和するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽などを行い周囲の景観に調和するよう努めること。 	

色彩に係る行為の基準

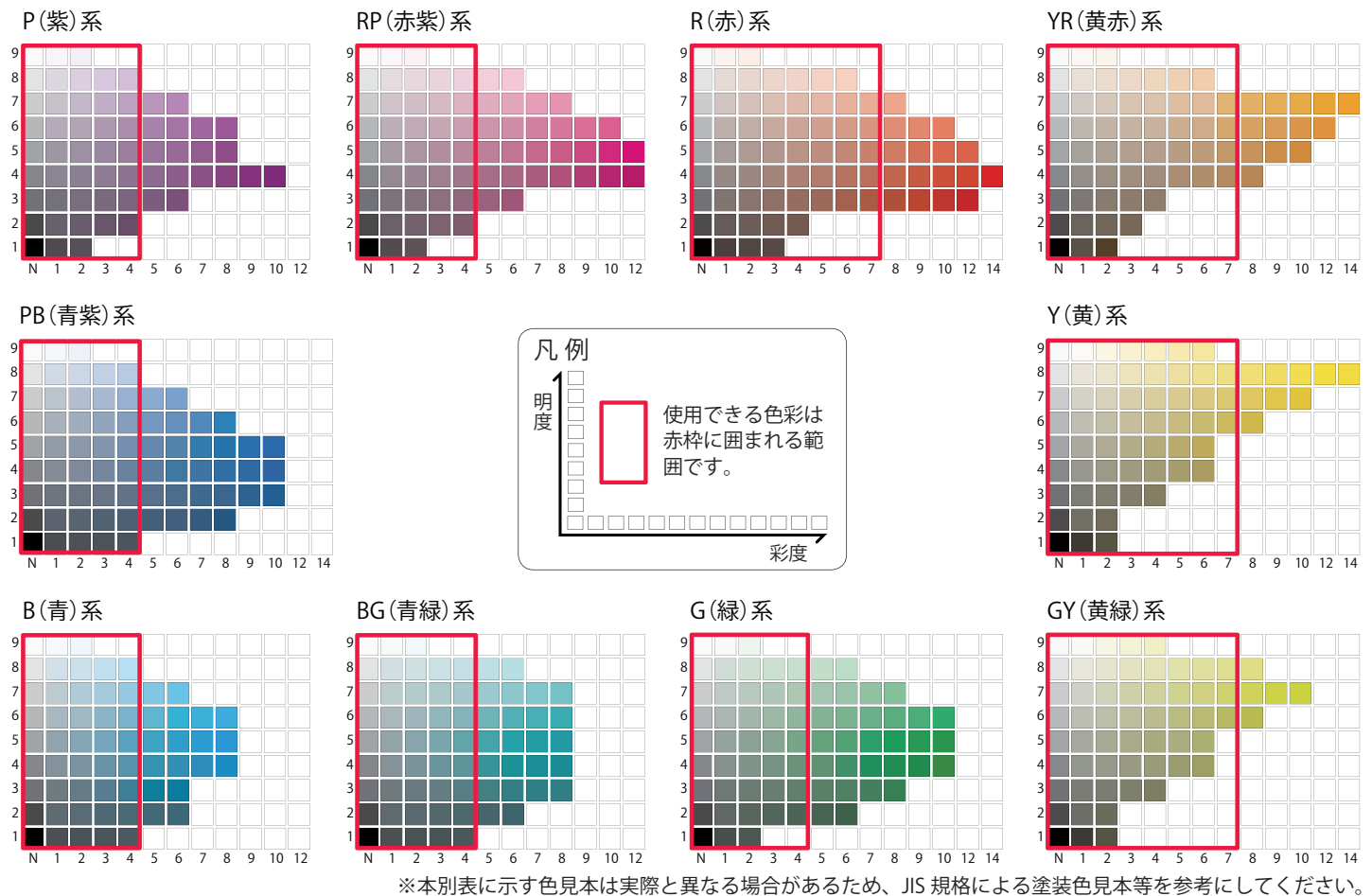
建築物、工作物の屋根及び外壁に使用できる色彩は下記のとおりです(マンセル値による)。

- ・赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)の色相においては彩度7以下
- ・その他の色相においては彩度4以下
- ・明度は周辺景観と調和するよう努めること

ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

- ・外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- ・地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- ・その他法令等で着色が義務づけられている色彩

色見本による色彩制限の範囲



5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号

地域の良好な景観の形成に重要な役割をもち、道路等公共の場所から望見される建造物又は樹木のうち、次の項目に該当するものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定に向け取り組みます。

● 景観重要建造物の対象

- ・市民に広く愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップ※になっているなど、地域のシンボルとなっている建造物
- ・優良なデザイン性や景観性を有しまち並みの雰囲気醸成に寄与し、造形や良好景観の規範となっている建造物
- ・建造時代の典型様式や伝統的技法が外観に施され地域の歴史文化を表出し市民に共通認識されている建造物

● 景観重要樹木の対象

※ランドマーク：地域の景観を特徴づけている山や河川、建築物、樹木などの景観要素。
 アイストップ：通りの先の建築物やまちかどの樹木といった、人の視線を引きつける対象物。

- ・市民に広く愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップになっているなど、地域のシンボルとなっている樹木
- ・古木や巨大樹であることや心象に残る奇抜な樹容をなしているなど、地域での希少樹木や品格・風格を備えた樹木
- ・社寺や公共空間にあって、その場のシンボルとなっているなど特定の場所や地域を代表している樹木

6. その他必要な事項

屋外広告物に関する景観形成方針

景観法第8条第2項第4号イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

建築物等の景観に関する規制・誘導と連携し、屋外広告物についても自然、歴史・文化、経済活動など、伊那市の自然美や風格を損なうことなく、案内・誘導を図る広告物であるよう、以下の事項に取り組みます。

配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等からできるだけ後退させるとともに、建築物等のある敷地内への設置に努めます。 南アルプス・中央アルプス、河岸段丘への眺望やスカイラインを極力阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。
規模	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積や高さ等は極力抑え、デザインの工夫等により良好な景観の形成を図ります。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。 建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。 複数の広告物はコンパクトに集約化を図ります。
材料	<ul style="list-style-type: none"> 質感に配慮するなど、周辺景観と調和した素材を使用するよう努めます。 耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用するよう努めます。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。 光源を使用する際は、周辺景観との調和に配慮します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的資源や市民に親しまれている景観資源など、景観形成上重要な施設の周辺にあっては、地域のイメージ、雰囲気損ねないよう十分配慮します。 放置看板は景観を損ねるとともに危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

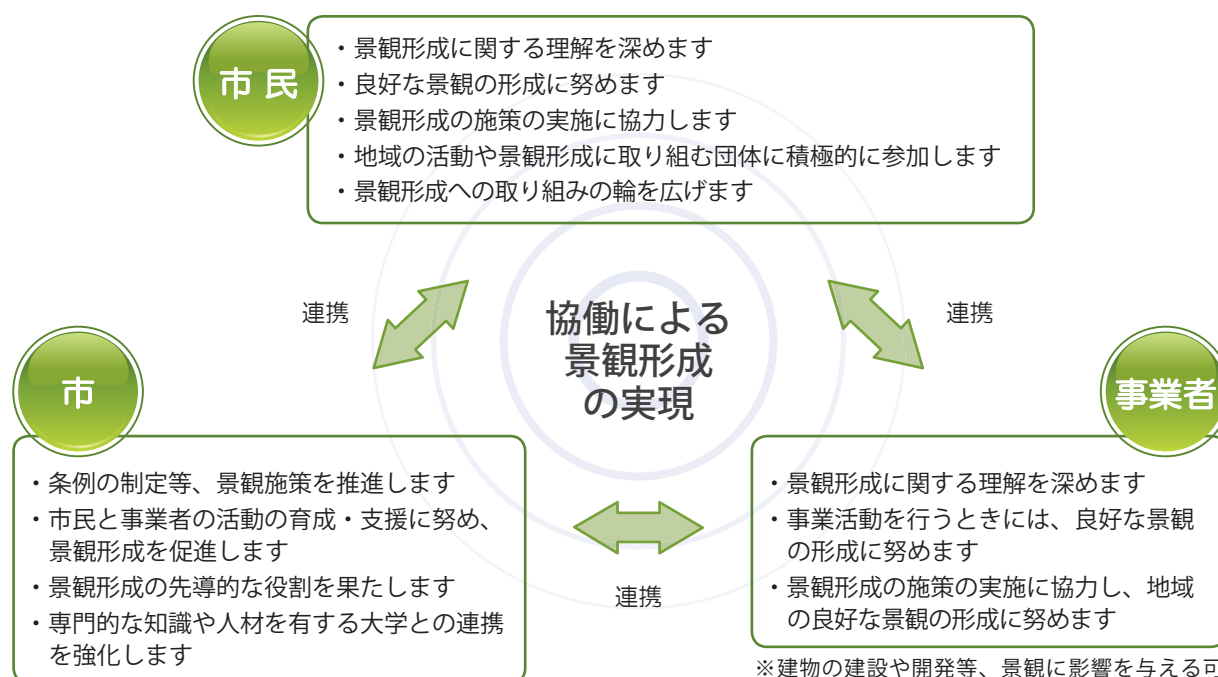
公共施設の整備に関する事項

地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設は、公共事業景観形成指針により、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るよう努めます。

7. 良好な景観の形成に向けて

協働による推進

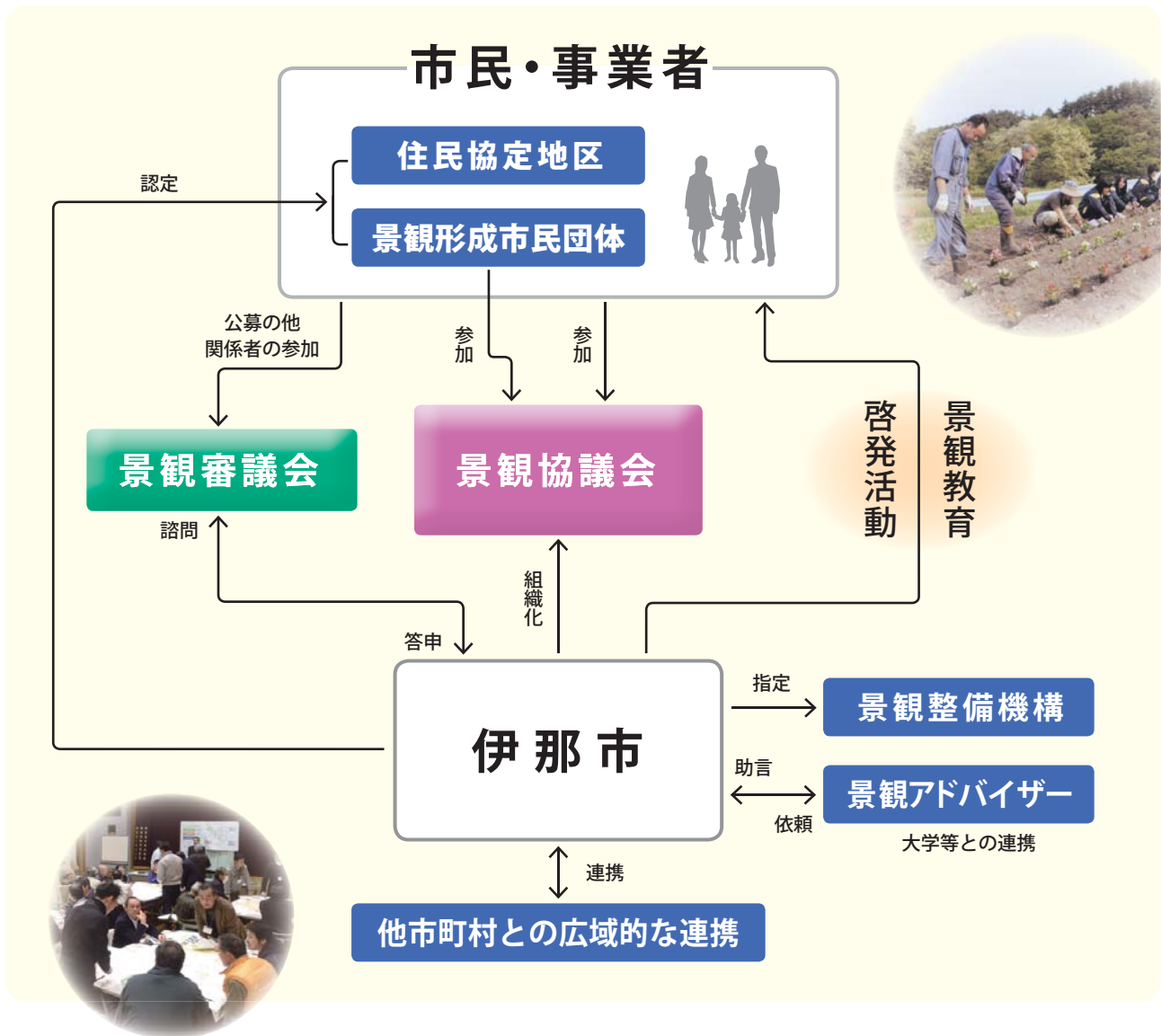
良好な景観の形成は、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことで実現します。景観形成の方針を共有し、互いに連携した協働による景観形成を進める必要があります。行政との連携の仕組みや、活動の認定制度の導入など、様々な仕組みを検討し、市民が主体となった景観形成を推進していきます。



※建物の建設や開発等、景観に影響を与える可能性のある事業に携わる事業者の皆様へ、ご理解とご協力をお願いします。

推進の体制と取り組み

景観形成の目標の実現に向けて、着実に計画を実践していくために、市民や事業者、専門家等による推進体制を整えていきます。また、景観形成に対する市民意識向上のための取り組みや広域的な連携の推進を図ります



広々とした雄大な景観に見合うまちづくり
住民参加の経験と知恵を共有

伊那市景観計画 概要版 平成26年2月



伊那市 建設部 都市整備課 〒396-8617 長野県伊那市新田 3050 番地
TEL: 0265-78-4111(代表) FAX: 0265-78-8100 E-mail: tos@inacity.jp